

令和 7 年度
那珂川沿岸農業水利事業（二期）
令和 8 年度通水区間管内調査業務

特別仕様書
【当初】

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

項目	内容														
第1章 総 則 (適用範囲)															
第 1-1 条	那珂川沿岸農業水利事業（二期）令和8年度通水区間管内調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目的)															
第 1-2 条	本調査は、国営那珂川沿岸土地改良事業の事業計画に基づき建設された内茨幹線水路の管内調査を行うものである。														
(場所)															
第 1-3 条	調査位置は茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地、茨城県東茨城郡茨城町野曽地内で、別添施行位置図に示すとおりである。														
(一般事項)															
第1-4 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者)															
第 1-5 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業一農業土木 農業一農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業一農業土木 農業一農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学	-	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	-
資格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業一農業土木 農業一農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
博士	農学	-													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	-													
(2) 別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。															
(担当技術者)															
第1-6 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認)															
第 1-7 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														

項目	内 容																								
(保険加入) 第 1-8 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																								
第 2 章 (調査条件) 第 2-1 条	<p>本調査業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が支持する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。</p> <p>(4) 保安対策</p> <p>本業務に配置する交通誘導警備員は、原則として警備員法に定める警備員（市道教育責任者講習終了、指定講習または基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的知識・技能を有する者とする。</p> <p>(5) 排水処理</p> <p>管内の溜まり水は、事業所職員が事前に駒渡 1 号排泥工から排水を行うため、排水不要と想定しているが、排水処理が必要と思われる施設がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(6) 現地調査の結果、新たに仮設等が必要となった場合は監督職員と協議する。</p>																								
(対象施設) 第 2-2 条	<p>本業務の対象となる施設の諸元は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内茨幹線水路 L=1959.176m Φ1000mm (湛沼分水工～駒渡分水工) 																								
(貸与資料等) 第 2-3 条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図面</td><td>平成 9 年度内茨幹線水路その 1 工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>図面</td><td>平成 9 年度内茨幹線水路その 2 工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>図面</td><td>平成 10 年度内茨幹線水路その 3 工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>図面</td><td>平成 10 年度内茨幹線水路その 4 工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>図面</td><td>平成 10 年度内茨幹線水路その 5 工事</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td></td><td>内茨幹線水路その 1～5 工事ジョイント間隔まとめ</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td></td><td>内茨幹線水路その 1～5 工事継目試験結果まとめ</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	分類	貸与資料	数量	図面	平成 9 年度内茨幹線水路その 1 工事	1 式	図面	平成 9 年度内茨幹線水路その 2 工事	1 式	図面	平成 10 年度内茨幹線水路その 3 工事	1 式	図面	平成 10 年度内茨幹線水路その 4 工事	1 式	図面	平成 10 年度内茨幹線水路その 5 工事	1 式		内茨幹線水路その 1～5 工事ジョイント間隔まとめ	1 式		内茨幹線水路その 1～5 工事継目試験結果まとめ	1 式
分類	貸与資料	数量																							
図面	平成 9 年度内茨幹線水路その 1 工事	1 式																							
図面	平成 9 年度内茨幹線水路その 2 工事	1 式																							
図面	平成 10 年度内茨幹線水路その 3 工事	1 式																							
図面	平成 10 年度内茨幹線水路その 4 工事	1 式																							
図面	平成 10 年度内茨幹線水路その 5 工事	1 式																							
	内茨幹線水路その 1～5 工事ジョイント間隔まとめ	1 式																							
	内茨幹線水路その 1～5 工事継目試験結果まとめ	1 式																							
(貸与資料の取扱い) 第 2-4 条	<p>第 2-3 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為は禁止する。</p>																								

項目	内 容																				
項目	作業項目	数量	備考																		
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。</p> <p>管内調査及び管理弁点検作業項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【内茨幹線水路】 1. 現地調査計画の作成</td> <td>1式</td> <td>作業項目 1～2 の詳細については別紙1 を参照。</td> </tr> <tr> <td>2. 管内調査 ・準備・後片付け</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・内面目視</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・継手間隔調査</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 結果取りまとめ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考	【内茨幹線水路】 1. 現地調査計画の作成	1式	作業項目 1～2 の詳細については別紙1 を参照。	2. 管内調査 ・準備・後片付け	1式		・内面目視	1式		・継手間隔調査	1式		3. 結果取りまとめ	1式			
作業項目	数量	備考																			
【内茨幹線水路】 1. 現地調査計画の作成	1式	作業項目 1～2 の詳細については別紙1 を参照。																			
2. 管内調査 ・準備・後片付け	1式																				
・内面目視	1式																				
・継手間隔調査	1式																				
3. 結果取りまとめ	1式																				
(管内調査作業の留意点) 第 3-2 条	<p>管内調査業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 管内調査の結果については、調査図面に示して監督職員に報告する。対策工が必要となった場合は別途協議する。 (3) 管内調査による状況確認については、安全対策を十分考慮して実施し、著しい変状を発見した場合は、遅延なく監督職員へ報告する。 (4) 管内調査は、狭小な閉塞環境下における作業となるため、必要最低限の調査員により実施する。 (5) 進入孔等地上部に長期開口部が発生する場合は、必要に応じて仮囲いを行い、地上員等を設置し、地域住民の安全を確保する。 (6) 現場作業を適正かつ円滑に実施するため、関係機関等の調整は早期に実施する。 																				
(業務の成果品質確保対策) 第3-3 条	<p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、調査方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①調査条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール 																				

項目	内容
	<p>④設計変更内容 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p>
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4 条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC番号リスト）」（URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p>
第4章 業務管理 (打合せ) 第4-1 条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階（現場調査計画の整理段階） 第2回 中間打合せ（現場調査結果の報告） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を</p>

項目	内 容
	<p>作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会の上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務行程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条 (成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 茨城県水戸市中河内町960-1 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所</p>
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1-4条に示す「一般事項」に変更が生じた場合。 (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により点検方法等に変更又は追加が生じた場合。 (7) 点検の結果、追加の点検が必要と判断された場合。 (8) その他、監督職員が認めたもの</p>
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

(別紙1)

【管内調査 作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査計画の作成	管内調査のための現地調査を行い、調査計画を作成する。	○	
2 管内調査			
準備・後片付け	管内調査に必要な準備及び後片付けを行う。	○	
内面目視	空気弁（全6カ所）の人孔蓋より管内に進入し、管内目視によりひび割れ状況、内面塗装の劣化状況及び発錆状況を把握する。	○	
継手間隔調査	管内からの継手曲げ角度及び間隔をゲージで測定する。 ※調査箇所：35箇所	○	
3 結果とりまとめ	管内調査の結果をとりまとめる。	○	

別紙2

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて 得た額	解析等調査業務費 の額に 10 分の 8 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10 分 の 5 を乗じて得た 額